

パワハラは心身を破壊する人権侵害行為！

用地交渉を担当していた職員に対して「火をつけてこい」等暴言を吐いた泉房穂明石市長が辞任しました。この経過を巡って、そもそも死亡事故が起こった道路拡幅のための用地取得が7年間も進めることができなかった職員に怒ったわけだから「市民の命を守るための正論」だと擁護する人たちがいます。これは非常に危険な考えです。これは「正当な」理由があれば、職員の心身を破壊する言動をしてもよいということです。上司からの暴言は肉体的暴力と同じくらい心身を傷つけるのです。「仕事上のミスがあった」といった「正当な」理由があっても暴力行為が許され



れないのと同じく、暴言も許されないので。また「指導のつもりでパワハラの意味はなかった」と加害者が弁解することが多々あります。しかし、この考えはパワハラか否かの決定を加害者に預けてしまうという誤った考えです。パワハラか否かの決定権は、まず被害者のほうになければなりません。ゆとりを失った職場では、上司からの「暴言」が「本人の将来を考えた厳しい指導」として行われることが起こりがちです。医療・福祉の職場は、厚生労働省の調査でほかの産業よりもパワハラが発生しやすいとされています。「これってパワハラかも?!」と思ったら病院支部まで相談ください。

福祉保健
局19年
度人事異
動スケ
ジュール

職種	内示	異議申請締切	決定
看護・助産師、島しょ	2月28日（木）	29日（金）11時	3月5日（火）
福祉、一般技術、医療技術、技能系	3月7日（木）	8日（金）11時	3月12日（火）
事務、四技、児童福祉	3月14日（木）	15日（金）11時	3月19日（火）

病院経営本部19年度人事異動スケジュール

職種	内示	異議申請締切	決定
看護	2月26日（火）	2月27日（水）11時 までに支部へ	3月1日（金）
コメ・技能系	3月5日（火）	予定で確定ではありません	3月8日（金）
事務・四技	3月18日（月）	予定で確定ではありません	3月22日（金）

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!



#看護師のしぶ子さんと検索